

自転車を利用するみなさまへ

令和8年4月より

自転車でも「交通反則通告制度(通称:青切符制度)」が始まりました!

16歳以上の者による一定の自転車の交通違反について、**青切符**により処理されます。

【対象となる交通違反と反則金の額(抜粋)】

●携帯電話使用等(ながらスマホ)	12,000円
●遮断踏切立入り	7,000円
●信号無視	6,000円
●通行区分違反(右側通行や歩道通行など)	6,000円
●指定場所一時不停止等	5,000円
●傘さし、イヤフォン(大音量)等	5,000円 など



詳細は、警察庁HPよりご確認ください。→

自転車のルールを
確認しましょう!

自転車安全利用 五則 で事故防止



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区分がある道路では、車道通行が原則です。左端を通行しましょう。

「普通自転車歩道通行可」の標識がある
場合などは、普通自転車は歩道を通行す
ることができます。



普通自転車歩道通行可

歩道を通行できる場合は、車道寄り
をすぐに停止できる速度で通行しま
しょう。



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、渡る時は安全を確認しましょう。

一時停止のある交差点では必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



夜間は、ライトを点灯

反射器材を備えた自転車を
運転しましょう。



飲酒運転は禁止

酒酔い運転をした場合には、5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金です。



ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、事故の被害を軽減させるため、自転車用ヘルメットをかぶりま
しょう。児童・幼児を保護する責任のある人は自転車用ヘルメットをかぶらせましょう。



「ながらスマホ」は絶対にやめましょう

「ながらスマホ」は、死亡事故などの
重大な事故につながりかねない危
険な行為です!自転車でも「ながら
スマホ」は絶対にやめましょう!



自転車保険に加入しましょう

『福井県自転車の安全で適正な利用に
関する条例』により、自転車を利用す
る場合は、事故に備え自転車保険等に
加入する必要があります。



▲詳しくはこちら